

高校生向け

カスタマーハラスメント防止啓発チラシを配布します

群馬県では、令和 7 年 4 月 1 日に「群馬県カスタマーハラスメント防止条例」を施行しました。この条例は、カスタマーハラスメント（カスハラ）を禁止しているほか、県、顧客等、事業者及び就業者の責務を定め、カスハラを社会全体で防止していこうとするものです。

今回、カスハラ防止の周知啓発を目的に、高校生向けの啓発チラシを作成し、県内高校 3 年生等へ配布します。

1 概要

高校生がアルバイトや今後社会人として働く際に、カスハラ被害に遭わないようにとの趣旨で作成・配布します。カスハラ防止については、群馬県と群馬労働局が連携して取り組むこととしていることから、両者連名によるチラシとなっています。



(表面)



(裏面)

2 配布方法

県内高校 3 年生等（定時制は 4 年生、中等教育学校は 6 年生、高等専門学校は 5 年生）に学校を通じて配布します。

そのほか、県庁 2 階県民センター、県行政県税事務所、県内公立図書館、ハローワーク等でも配布します。

また、群馬県ホームページ「カスタマーハラスメントの防止について」にも掲載しています。高校生でなくても役立つ内容となっていますので、自由にダウンロードいただき、ご活用ください。

<https://www.pref.gunma.jp/page/655164.html>



3 その他

本啓発チラシと併せて、例年作成している労働法啓発リーフレット「知っておくべき 7 つのルール」も県内高校 3 年生等へ配布します。

こちららも群馬県ホームページから自由にダウンロードいただけます。

<https://www.pref.gunma.jp/page/10755.html>

